



県 章

滋賀県公報

令和 8 年（2026 年）
8 月 21 日
第 744 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 公 告	
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告（中小企業支援課）	1
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告（南部）	3
軽油引取税免税証無効公告（東北部）	3
○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告	
土地改良区役員退任および就任公告（東近江）	3

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和 8 年 8 月 21 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス堅田駅前店 大津市今堅田二丁目11番5ほか
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 令和 4 年 4 月 1 日に施行された大津市交通安全条例（令和 3 年大津市条例第59号）第 7 条では、住宅、事業所その他の施設において工作物を配置する等の場合、道路の見通しを確保できるように、市は市民および事業者による取組を推進することを定めている。特に、交差点および敷地出入口付近について、見通しの確保に配慮すること。
 - (2) 事業内容について、地元の学区自治連合会および近隣の自治会長に説明し、当該自治会等から要望があった場合は、適切に対応すること。また、事業内容の説明結果を大津市市民部自治協働課に報告すること。
 - (3) 工事等に伴う騒音、振動および粉塵の発生防止ならびに汚濁水流出防止対策について、十分な対策を講じること。
 - (4) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）および大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年大津市条例第27号）に規定する特定建設作業を行う場合は、必ず大津市の届出手引き等（大津市HPに掲載あり）を確認し、遺漏なく各法令等に定める期日までに特定建設作業実施届出書を提出すること。（作業実施日の 7 日前まで（中 7 日）に届出が必要）
 - (5) 土壌汚染の未然防止の観点から、造成に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること。
 - (6) 当該事業により未利用地等を含めた空き地が発生する場合、大津市生活環境の保全と増進に関する条例第93条に基づき、適正に管理すること。また、敷地内に保護樹木が存在する場合、大津市の自然環境の保全と増進に関する条例（昭和50年大津市条例第 2 号）第17条に基づき、適正に管理すること。
 - (7) 周辺住民に対して工事内容の周知を図るとともに、住民から説明を求められた場合は、工事内容等に理解を得られるよう十分に説明すること。
 - (8) 既存の建築物・工作物を解体または改修する場合は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく石綿含有建材の事前調査を有資格者により実施すること。また、一定規模以上の工事（床面積80㎡以上の解体工事、請負金額100万円以上の改修工事）については、その調査結果を市に報告すること。なお、当該解体または改修の工事が特定粉じん排出等作業に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の実施届出書を14日前までに提出すること。
 - (9) 事業内容が大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則（平成11年大津市規則第64号）第20条に規定する生活環境影響事業に該当する可能性があるため、大津市環境部環境政策課と協議し、手続が必要な場合はおお

むね建築確認申請の30日前までに大津市環境部環境政策課へ事前協議書を提出すること。

- (10) 設置される施設・機器の内容によっては、騒音規制法、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等の環境法令に定める特定施設等に該当する可能性があるため、大津市環境部環境政策課と協議し、手続が必要な場合は、各該当法令に定める期日までに届出書を提出すること（法令によっては、施設の設置工事の60日前までに届出が必要なものがある。）。必要に応じて事前説明会等を実施するなど近隣住民への配慮に努めること。
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第3条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託を含む。）等するとともに、家庭ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
- (12) ごみの減量、再資源化に努めること。
- (13) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年大津市条例第17号）第30条に基づく保管庫を設置すること（カタログ等添付要）。また、新設する保管庫に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分説明し、理解を得ること。
- (14) 関係法令に基づき、一般廃棄物と産業廃棄物の分別について徹底すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年大津市規則第45号）第16条の保管基準を遵守すること。
- (15) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
- (16) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3および第16条の4の規定に基づき、事業系廃棄物管理責任者の選任および事業系廃棄物減量等計画書を提出すること。
- (17) 大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成26年大津市条例第11号）第2条第4号の特定事業に該当し、かつ、同条例第10条ただし書に該当しない場合は、同条に基づき、あらかじめ許可を受けること。ただし、同条第2号に該当する場合は、同条例第35条の2に基づき、土砂等の搬入をする前に届出をすること。
- (18) 埋立て等の根拠および規模にかかわらず、大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条に基づき、同条例第6条で規定する土壌安全基準（28項目）に適合しない土砂等を使用しないこと。
- (19) 建設工事および事業活動に伴って生じる産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条および第12条の2に基づき適正に処理すること。
- (20) 申請地の用途地域は、二種類の用途地域（商業地域と第一種住居地域）が近接しているため、必要に応じて用途地域界の明示申請を行うこと。
- (21) 当該駐車場について、駐車料金を徴収する場合は、内容により駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条による届出を行う必要があるため、大津市都市計画部都市計画課と協議すること。
- (22) 当該区域内の建物や塀、土地に会社名や住所、業務内容、宣伝等を記載した看板や広告物（広告板や広告旗、横断幕など）を表示する際には、広告物の種類や大きさ、内容などによって大津市屋外広告物条例（平成20年大津市条例第53号）等による許可が必要となるため、事前に大津市都市計画部都市計画課と協議を行うこと。
- (23) 建築物については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、大津市建築基準条例（平成12年大津市条例第11号）および関係法令等に適合させること。
- (24) 当該事業計画については、令和8年2月10日付け大都開第16号で都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく適合証明書（60条証明）を交付している。60条証明の申請内容と当該事業内容に相違が生じた場合は再度協議が必要となるため、留意すること。
- (25) 当該申請地付近の道路は、堅田小学校および堅田中学校の通学路および校区に該当するので、工事等の際の児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行については、交通誘導員を配置するなどの十分な安全対策を図ること。また、該当校への事前説明および要件協議書への説明経過報告書の添付をすること。
- (26) 該当校への説明は、工期・工事用車両の進入経路と出入りの時間帯等が具体化された段階においても行うとともに、該当校と必要な協議を行うこと。該当校においては、その協議結果に基づき、通学路の変更や保護者・スクールガード等との情報共有を適宜行う必要が生じる可能性もあることから、着工前のできるだけ早い段階で説明・協議を行うこと。
- (27) 当該地の接続先道路（市道北2218号線、県道高島大津線）は、多数の児童生徒が登下校に利用する通学路であるため、駐車場出入口と接続先道路の接道部分については、関係課と協議して、道路の見通しや歩行者の横断時の安全が確保されるよう整備（カーブミラーの設置など）すること。なお、開発事業に伴い発生した問題は開発者において解決すること。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3－1
- (2) 縦覧期間 令和 8 年 8 月 21 日から令和 8 年 9 月 24 日まで

県 税 事 務 所 公 告

軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告

次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者証票を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。
令和 8 年 8 月 21 日

滋賀県南部県税事務所長 大 田 伸 行

特別徴収義務者 証 票 番 号	特別徴収義務者住所	特別徴収義務者氏名	亡失年月日
第010802号	大津市本堅田三丁目 5－5	藤本石油株式会社 (坂本給油所)	令和 8. 7. 9
第010803号	大津市本堅田三丁目 5－5	藤本石油株式会社 (セルフ琵琶湖大橋給油所)	令和 8. 7. 9
第010804号	大津市本堅田三丁目 5－5	藤本石油株式会社 (真野 I・C 給油所)	令和 8. 7. 9
第010805号	大津市本堅田三丁目 5－5	藤本石油株式会社	令和 8. 7. 9

軽油引取税免税証無効公告

次のとおり軽油引取税の免税証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。
令和 8 年 8 月 21 日

滋賀県東北部県税事務所長 中 田 勇 一

免税証 の種類	用途	記号・番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者 の所在地および氏名（名称）	亡失年月日
50 リットル券	とび ・土 木工 事	60899522	1	令和 8. 4. 1 ） 令和 8. 9. 30	愛知郡愛荘町東円堂2543－1 中島商事有限会社	令和 8. 7. 31

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、琵琶湖干拓小中之湖土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。
令和 8 年 8 月 21 日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	水 原 桂	近江八幡市安土町常楽寺734番地
”	辰 巳 純 二	同 市安土町下豊浦8360番地 2
”	近 藤 邦 久	同 所8048番地
”	丹 波 文 男	同 所4216番地

〃	藤田徳雄	同	所3596番地
〃	加野日出男	同	所2728番地
〃	西川與平	同	所3518番地
〃	中村嘉孝	同	所5026番地
〃	山本俊夫	東近江市能登川町594番地	
〃	片山朗	同	市北須田町623番地
〃	三輪幸太郎	同	市伊庭町2027番地
〃	山本芳治	同	所2040番地
〃	田邊明利	同	市きぬがさ町145番地
〃	宮川隆志	同	所1110番地
〃	中村幸一	同	市南須田町339番地
〃	鈴木祥太	同	市きぬがさ町651番地
〃	山本治美	同	市能登川町958番地
監事	高谷直和	近江八幡市安土町下豊浦4226番地	
〃	奥村浩	東近江市伊庭町2117番地	
〃	熊崎博英	同	市きぬがさ町102番地
〃	西村八重子	近江八幡市安土町上豊浦1555番地	

2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	水原桂	近江八幡市安土町常楽寺734番地
〃	辰巳純二	同 市安土町下豊浦8360番地 2
〃	近藤邦久	同 所8048番地
〃	奥田章二	同 所4297番地
〃	藤田徳雄	同 所3596番地
〃	平田稔	同 所2903番地
〃	西川智祥	同 所3518番地
〃	下井茂文	同 所4265番地
〃	山本俊夫	東近江市能登川町594番地
〃	片山朗	同 市北須田町623番地
〃	三輪幸太郎	同 市伊庭町2027番地
〃	山本芳治	同 所2040番地
〃	村川達朗	同 市きぬがさ町163番地
〃	長尾幸也	同 所1302番地
〃	中村幸一	同 市南須田町339番地
〃	鈴木祥太	同 市きぬがさ町651番地
〃	山本治美	同 市能登川町958番地
監 事	大澤正幸	近江八幡市安土町下豊浦4365番地
〃	奥村浩	東近江市伊庭町2117番地
〃	重野隆彦	近江八幡市安土町常楽寺719番地
〃	三宅加良子	同 市安土町下豊浦3235番地